緊急時受け入れ・対応拠点運用要領

（目的）

第１条　この要領は、福岡市障がい者地域生活支援拠点等整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく、緊急時受け入れ・対応業務を受託した指定短期入所事業所（以下「委託緊急時受け入れ拠点」という。）及び地域生活支援拠点等事業所の認定を受けた緊急時受け入れ・対応機能を担う指定短期入所事業所（以下「認定緊急時受け入れ拠点」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的指針）

第２条　要綱に基づき、地域生活支援拠点等整備事業に携わる区障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設及び相談支援事業者（以下「拠点等整備関係者」という。）は、次の各号に掲げる事項を委託緊急時受け入れ拠点及び認定緊急時受け入れ拠点（以下「緊急時受け入れ・対応拠点」という。）の運用に係る基本的指針として業務を実施しなければならない。

（１）　委託緊急時受け入れ拠点は、地域で生活する障がい児・者（以下「障がい者等」という。）の緊急時の支援を行うための最終的なセーフティーネットであることを認識する。

（２）　緊急時の受け入れ・対応機能は、拠点等整備関係者の連携及び協力により確保する（以下「面的整備」という。）ことを原則とし、委託緊急時受け入れ拠点の利用は、認定緊急時受け入れ拠点の利用が困難で真に必要不可欠な場合のみとしなければならない。

（３）　区障がい者基幹相談支援センターは、拠点等整備関係者の連携体制の構築など面的整備のための取り組みを積極的に推進しなければならない。

（緊急時受け入れの相談対応）

第３条　緊急時受け入れ・対応拠点の利用に係る相談対応については、障がい者虐待によるものを除き、次の各項に定めるとおりとする。

１　委託緊急時受け入れ拠点の利用に関する相談受付は、区障がい者基幹相談支援センターが行い、受け入れ要請が次の各号に定める緊急時受け入れの要件のいずれにも該当するか判断を行うこととする。

（１）　市内に居住する障がい者等

（２）　障がいの特性に起因して生じる緊急の事態、又は介護者の障がい、疾病等のため障がい者等の支援が見込めない事態その他障がい者等が地域において安心して自立した日常生活を営むことを困難にする緊急の事態のいずれかに該当する場合

（３）　受け入れを行う日の前々日以降の受け入れ要請

２　区障がい者基幹相談支援センターを通さず、直接、委託緊急時受け入れ拠点に受け入れの相談があった場合は、区障がい者基幹相談支援センターと委託緊急時受け入れ拠点が情報を共有し、可能な限り初期から連携して対応しなければならない。

３　前号の対応のため、区障がい者基幹相談支援センターと委託緊急時受け入れ拠点は、

相互の緊急連絡体制を別紙１及び別紙２により整備しなければならない。

４　緊急時受け入れは、委託緊急時受け入れ拠点の類型（要綱第８条第３項各号に定める受け入れ対象別の類型をいう。）に応じた対象者の受け入れを優先して行うこととし、対象者に応じた類型の委託緊急時受け入れ拠点が満床の場合、若しくは複数の類型に該当する対象者の場合は、委託緊急時受け入れ拠点のコーディネーター（以下「緊急対応コーディネーター」という。）と区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーターが調整し、緊急対応コーディネーターが最終的な受け入れの判断を行うこととする。

５　前項の緊急時受け入れの判断において、判断が困難な場合には、福岡市障がい者基幹相談支援センター又は福岡市相談支援機能強化専門員の助言を求めることとする。

６　緊急時受け入れを行う障がい者等が障害者総合支援法に基づく短期入所の支給決定を受けていない場合、次の各号のいずれかの方法により、障害者総合支援法に基づく短期入所を利用できるよう、障がい者等が居住する行政区の保健福祉センター福祉・介護保険課若しくは健康課（以下「支給決定担当課」という。）と区障がい者基幹相談支援センターが協議を行う。

（１）　障がい福祉サービスの支給決定

（２）　特例介護給付費の支給

（３）　身体障害者福祉法第 18 条第１項若しくは第２項又は知的障害者福祉法第 15 条の４若しくは第 16 条第１項第２号に規定するやむを得ない事由による措置

７　夜間、祝・休日等、支給決定担当課の閉庁時に緊急時受け入れを行った場合、前項に定める協議は、支給決定担当課の翌開庁日に協議を行うこととする。

８　認定緊急時受け入れ拠点の利用は、受け入れ要請が第３条第１項各号に定める緊急時受け入れの要件のいずれにも該当する場合に、区障がい者基幹相談支援センター又は指定相談支援事業所が認定緊急時受け入れ拠点と連携して行うこととする。

９　認定緊急時受け入れ拠点が指定相談支援事業所と連携し、緊急時の受け入れ・対応を行った場合は、区障がい者基幹相談支援センターにその旨を報告し、受け入れ後の対応について連携することとする。

（緊急時受け入れ後の対応）

第４条　緊急時受け入れ後の支援については、障がい者虐待によるものを除き、区障がい者基幹相談支援センター又は緊急時の受け入れ・対応の調整を地域生活支援拠点等事業所の認定を受けた指定相談支援事業所（以下「認定拠点等相談支援事業所」という。）が行った場合は認定拠点等相談支援事業所を中心として、次の各号に定める対応を行うこととする。

（１）　区障がい者基幹相談支援センター又は認定拠点等相談支援事業所は、受け入れ後の支援について協議するため、必要に応じて、受け入れ後１週間以内に個別支援会議を開催することとする。

（２）　受け入れ後の支援の調整については、緊急対応コーディネーターの協力の基、区障がい者基幹相談支援センター又は認定拠点等相談支援事業所が主となって関係機関と連携して行うこととする。

（障がい者虐待による対応）

第５条　障がい者虐待の対応のために委託緊急時受け入れ拠点の利用が必要な場合は、福岡市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）若しくは福岡市福祉局及びこども未来局の障がい者虐待対応所管課と緊急対応コーディネーターが受け入れの調整及び受け入れ後の支援の調整を行うこととする。なお、受け入れ後の支援の調整にあたっては、必要に応じ、区障がい者基幹相談支援センターとも連携して行うこととする。

２　障がい者虐待による緊急時受け入れを行う場合は、第３条第６項及び第７項の規定を準用する。この場合、区障がい者基幹相談支援センターを福岡市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）と読み替えるものとする。

（緊急時受け入れ・対応の検証）

第６条　緊急時受け入れ・対応を行った場合は、事務局合同会議において報告し、緊急時受け入れ・対応の検証及び課題の抽出を行うとともに、必要に応じて、福岡市障がい者等地域生活支援協議会に報告を行うこととする。

（事前登録）

第７条　緊急時の受け入れ･対応を円滑に行うため､区障がい者基幹相談支援センターは、次の各号に定める取り組みを実施することとする。

（１）　地域の相談支援事業者等と連携し、緊急時の受け入れ・対応の備えが必要な障がい者等のリストアップ及び緊急時受け入れ・対応拠点への事前登録の勧奨。

（２）　緊急対応コーディネーターと連携し、前号でリストアップした障がい者等の事前登録及び体験利用のために必要な関係機関との調整。

（その他）

第８条　この要領に定めによる緊急時受け入れ・対応拠点の利用の流れは別添「緊急時受け入れ・対応拠点利用の流れ」のとおりとし、この要領の定めによるもののほか、緊急時受け入れ・対応拠点の運用について必要な事項については、区障がい者基幹相談支援センター、緊急時受け入れ・対応拠点及び福岡市福祉局その他関係者の協議により決定することとする。

附　則

（施行期日）

この要領は平成 30 年２月 15 日から施行する。

（施行期日）

この要領は令和５年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は令和６年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要領は令和７年４月１日から施行する。

別紙１

緊急時受け入れ・対応業務　受入要請連絡先リスト　　●●●●/●/●現在

類型	事業所名	事業所所在地	受入要請連絡先		緊急対応コーディネーター		事業所E-mail
			平日9～17時 電話番号	時間外・祝休日 電話番号	氏名	携帯電話等	
Ⅰ							
Ⅱ							
Ⅲ							

別紙２

区基幹センター連絡先　　●●●●/●/●現在

センター名	所在地	TEL・FAX	時間外・休日連絡先	E-mail	担当校区

※　昼間は９時～17時，夜間は17時～翌９時

緊急時受け入れ・対応拠点利用の流れ（委託緊急時受け入れ拠点）

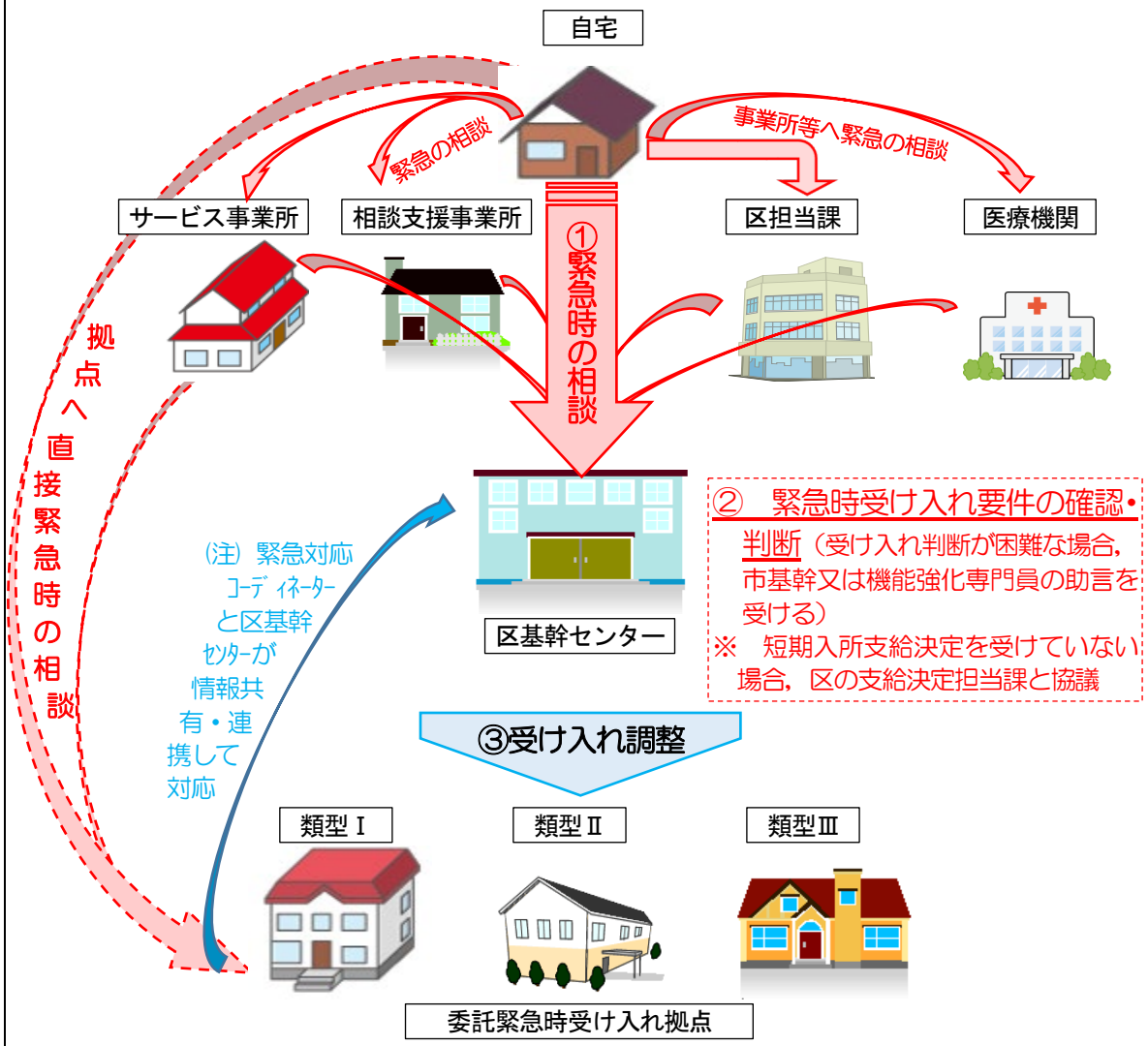

【緊急時の相談対応】　※障がい者虐待によるものを除く。

① 委託緊急時受け入れ拠点への受け入れの相談対応窓口は、原則、区基幹センター

② 区基幹センターは受け入れ要請が**緊急時受け入れの要件のいずれにも該当するか**判断

＜緊急時受け入れの要件＞
- 市内に居住する障がい者等
- 介護者の急病等やむを得ない理由によるもの
- 受け入れを行う日の前々日以降の受け入れ要請

③ 区基幹センターと委託緊急時受け入れ拠点が受け入れ調整
- 類型に応じた対象者の受け入れを優先
- 委託緊急時受け入れ拠点が満床 or 複数の類型に該当する場合は、区基幹センターと各類型の緊急対応コーディネーターが調整。最終的な受け入れの判断は緊急対応コーディネーターが行う。

対象者が短期入所支給決定を受けていない場合の対応

障がい者等が居住する区の支給決定担当課（福祉・介護保険課又は健康課）と、次のいずれかの方法により対象者が短期入所を利用できるよう協議。
- 障がい福祉サービス支給決定
- 特例介護給付費の支給
- やむを得ない事由による措置

※　緊急時受け入れを時間外、祝休日に行う場合は、翌開庁日に支給決定担当課と協議を行う。

（注）　委託緊急時受け入れ拠点に直接相談があった場合の対応

緊急対応コーディネーターと区基幹センターが情報を共有し、可能な限り初期から連携して対応

緊急時受け入れ・対応拠点利用の流れ（認定緊急時受け入れ拠点）

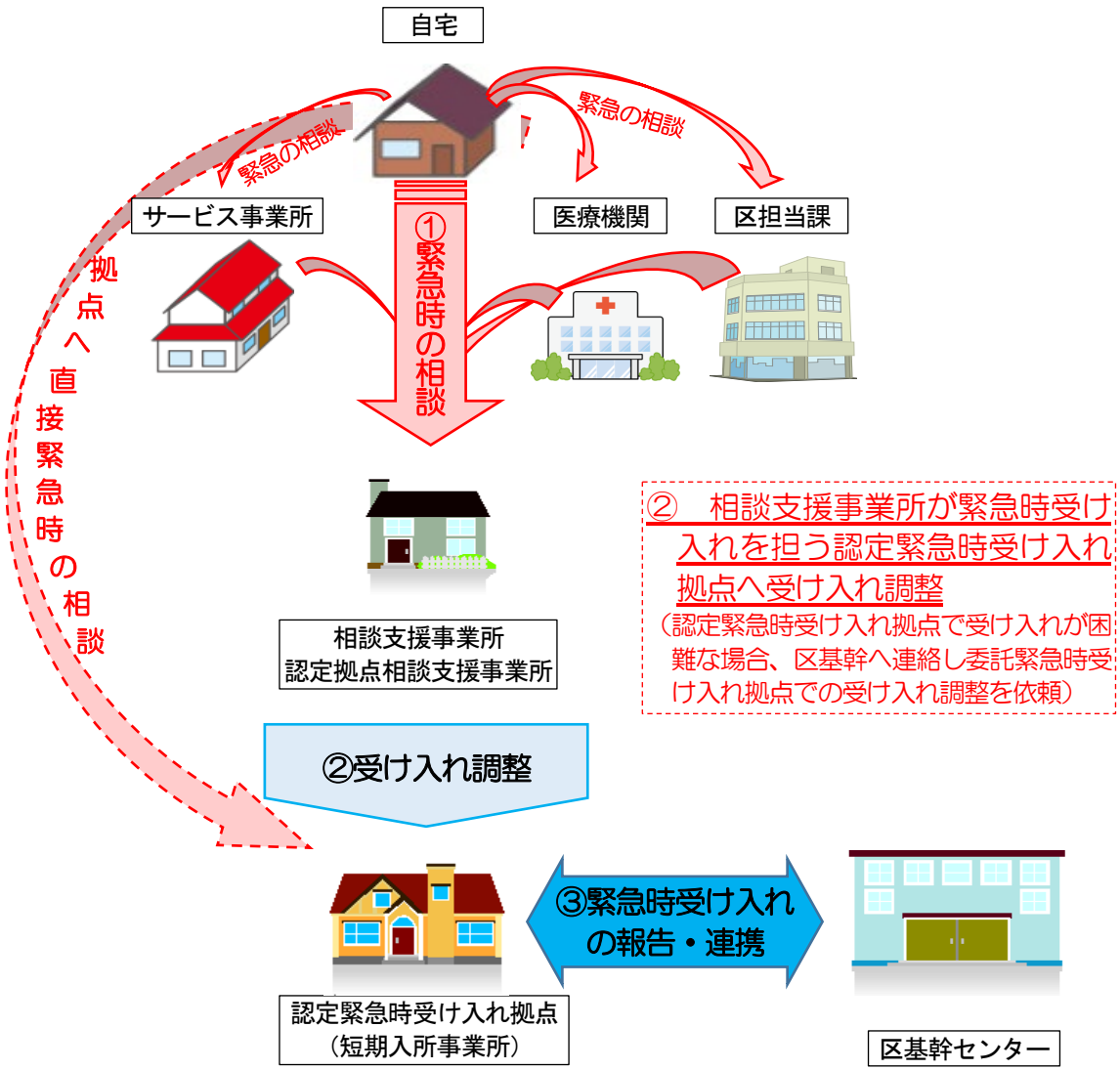

【緊急時の相談対応】　※障がい者虐待によるものを除く。

①　家族やサービス事業所等の関係機関から相談支援事業所へ緊急時受け入れの相談。

②　相談支援事業所は、認定緊急時受け入れ拠点である短期入所事業所へ受け入れ調整。

※　認定緊急時受け入れ拠点で受け入れが困難な場合は、区基幹センターへ連絡し、委託緊急時受け入れ拠点での受け入れ調整を依頼。

③　認定緊急時受け入れ拠点は緊急時の受け入れ（緊急短期入所受入加算の対象となる受け入れ）を行った場合、区基幹センターへ報告。

必要に応じ、区基幹センター、認定拠点等相談支援事業所、相談支援事業所と受け入れ後の対応について個別支援会議等開催。

（注）認定緊急時受け入れ拠点に直接相談があった場合も③と同様、区基幹センターへ報告・連携し、受け入れ後の対応等を協議

※　認定緊急時受け入れ拠点とは、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として福岡市が位置づけている事業所

※　委託緊急時受け入れ拠点とは、福岡市から緊急時受け入れ・対応業務の委託を受けている事業所

緊急時受け入れ・対応拠点利用の流れ　【受け入れ後の対応】　※障がい者虐待によるものを除く。

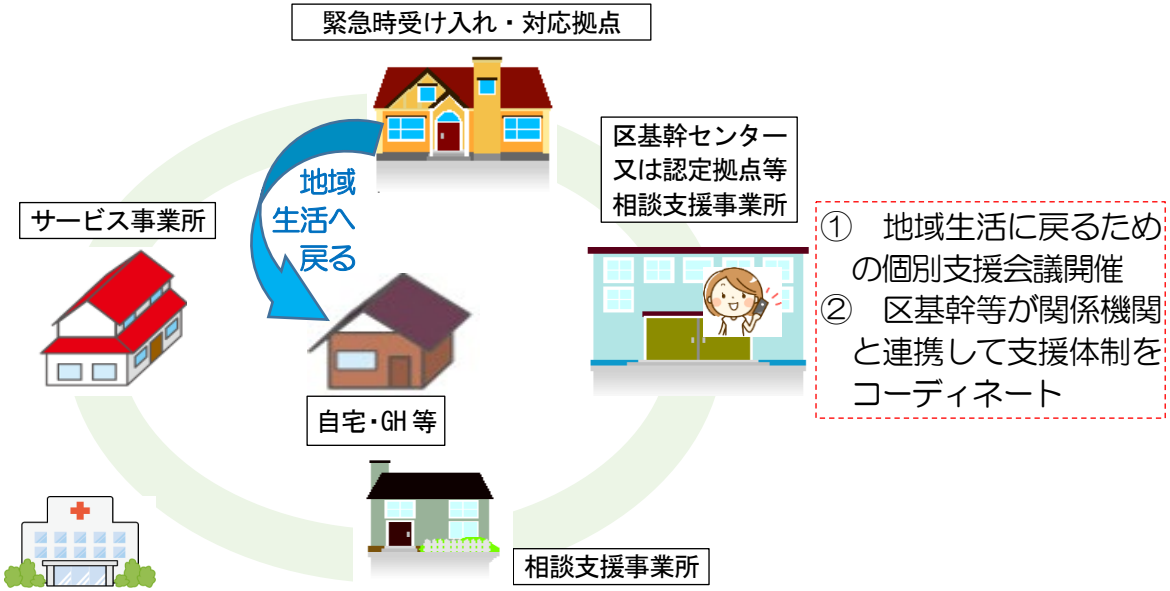

緊急時受け入れ後の支援は、区基幹センター又は認定拠点等相談支援事業所を中心に次の対応を行う。

① 区基幹センター又は認定拠点等相談支援事業所は、必要に応じ、受け入れ後１週間以内に個別支援会議を開催し、その後の支援について協議。

② 受け入れ後の支援の調整は、緊急対応コーディネーターの協力の基、区基幹センター又は認定拠点等相談支援事業所が主となって関係機関と連携して行う。

緊急時受け入れ・対応拠点利用の流れ　【事前登録】

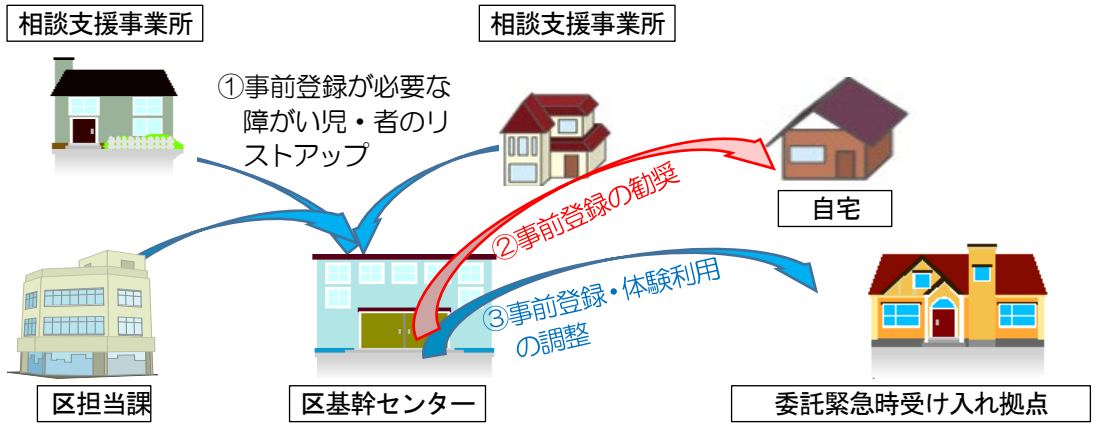

緊急時の受け入れ・対応を円滑に行うため、区基幹センターは、次のことを行う。

① 地域の相談支援事業者等と連携し、緊急時の受け入れ・対応の備えが必要な障がい児・者をリストアップ。

② 委託緊急時受け入れ拠点への事前登録の勧奨。

③ 緊急対応コーディネーターと連携し、事前登録・体験利用のために必要な関係機関との調整。

緊急時受け入れ・対応拠点利用の流れ　【障がい者虐待対応の場合】

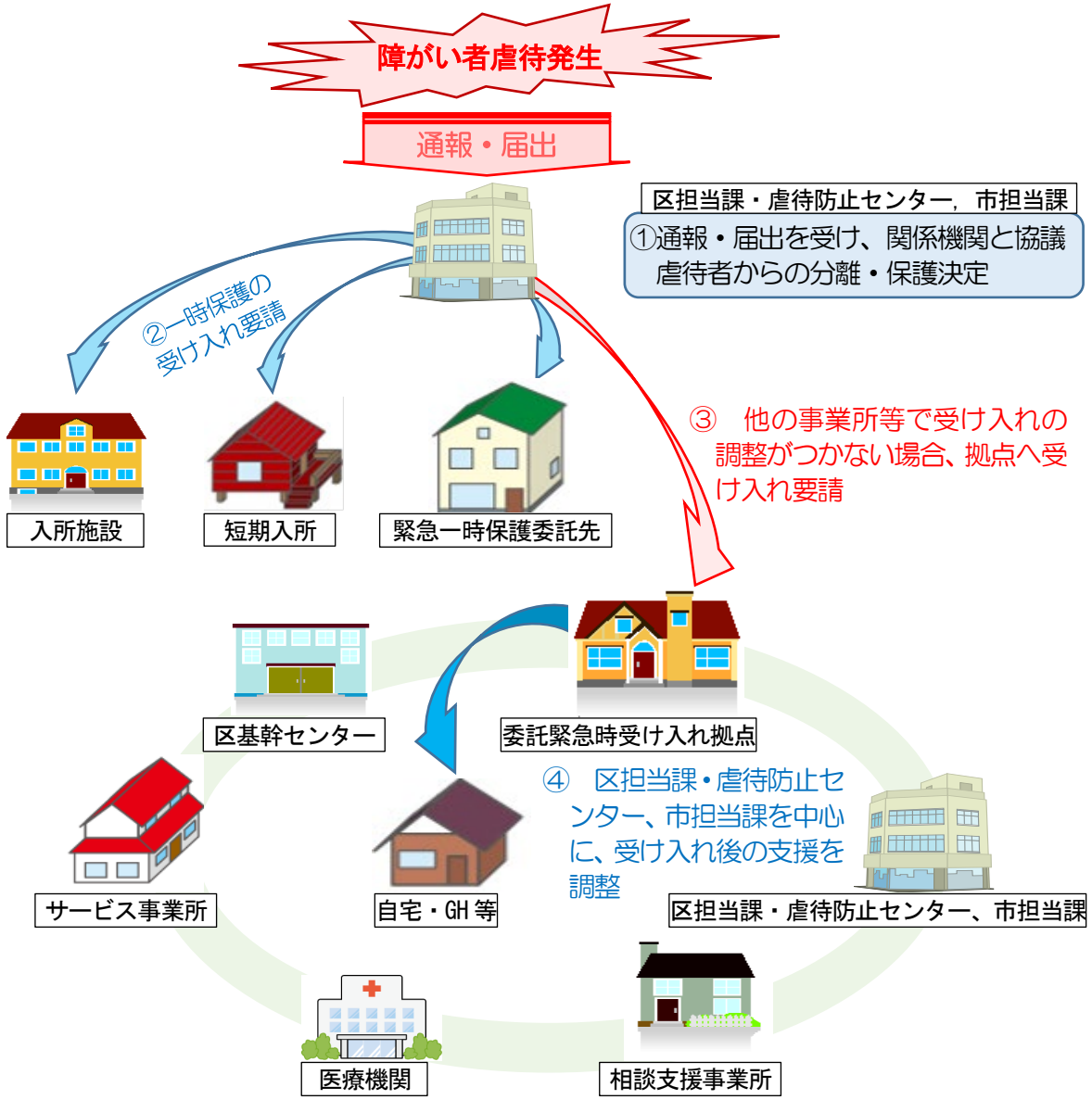

障がい者虐待対応の中心となる機関は下記のとおり。

- ◆ 養護者による虐待　⇒　区担当課、虐待防止センター
- ◆ 障がい者福祉施設従事者等による虐待　⇒　事業所指定担当課（福祉局 or こども未来局）
- ◆ 使用者による虐待　⇒　福祉局障がい者支援課

① 通報・届出を受けた区担当課・虐待防止センター、市担当課は関係機関と協議し、被虐待者の分離・保護の必要性を判断する。

② 分離・保護が必要と判断した場合、区担当課・虐待防止センター、市担当課が被虐待者の受け入れ先を調整。

＜受け入れ先調整の優先順位＞

(1) 障がい福祉サービス事業所、緊急一時保護事業を委託している事業所

(2) 委託緊急時受け入れ拠点

※ 委託緊急時受け入れ拠点は障がい者等のセーフティネットであることを認識し、拠点以外の事業所等での受け入れ調整に努めます。

③ 障がい福祉サービス事業所、緊急一時保護事業委託事業所で受け入れが困難な場合、委託緊急時受け入れ拠点での受け入れを調整。

④ 受け入れ後の支援は、区担当課・虐待防止センター、市担当課を中心に、必要に応じて区基幹センター等関係機関と連携して実施。